

MY企業年金通信

区分	DB	DC	その他
内容	法令等	制度	運用
必須ご対応 事項(※)	あり	なし	なし

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある
題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

過半数代表者の選出方法に係る記載内容の詳細化について (確定給付企業年金制度について(通知)の改正に伴う対応事項)

※当資料での略号:

確定給付企業年金＝DB

確定給付企業年金法施行規則＝DB規則

通知「確定給付企業年金制度について

(平成14年3月29日年発第0329008号)」＝法令解釈通知

厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者＝過半数代表者

2018年5月

◆平成30年5月1日付で通知「確定給付企業年金制度について」が改正され^(注2)、DBの実施及びDB規約の変更の申請・届出の際に添付する『厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の証明書』に記載の「過半数代表者の選出方法」^(注1、3)につき、以下の記載が必要になりました。

- (1) 投票、挙手、労働者の話し合い、持ち回り決議等の別
- (2) 選出が行われた日時(期間)
- (3) 選出の経過(結果)

(注1)「厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合」がある場合は、労働組合の同意で対応するため、対象外です。

(注2)確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う企業年金関係通知の一部改正について
(平成30年1月11日年発0 1 1 1第2号) 通知最終ページ(別紙2)に、該当個所がありますのでご参照ください
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000192399_2.pdf

(注3)「過半数代表者の同意」については、3ページをご参照ください。

改正後の通知内容に対応した証明書(様式第2号)の例

証明書

下記の者が当確定給付企業年金実施事業所の厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者として正当に選出された者であることを証明します。

記

- 1. 所属 ○○○○部 ○○○○課
- 2. 役職 ○○○○
- 3. 氏名 △△△△
- 4. 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○
- 5. 選出方法

平成30年5月1日以降の申請・届出に添付する証明書から枠内の様に詳細に記載する必要があります。

投票、挙手、労働者の話し合い、持ち回り決議等の別：○○
選出日時(期間)：平成○○年○月○日
選出経過(結果)：△△△△を選出

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成30年 月 日

厚生労働大臣(厚生(支)局長) 殿

実施事業所名
事業主名
住所

印

(1)過半数代表者の同意

DBの実施及びDB規約の変更^(注1)の申請・届出の際には、実施事業所(DBの実施の場合は厚生年金適用事業所)の過半数代表者の同意^(注2)を得る必要があります^(注3)

(注1)規約型企業年金の場合は、DB法第7条第2項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更に関し対象外です。
基金型企業年金の場合は、一部の変更に限り対象です。

(注2)「厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合」がある場合は、労働組合の同意で対応するため、対象外です。

(注3)なお、過半数代表者の選出は、「時間外労働・休日労働に関する協定(以下「36協定」といいます)」の締結当事者となる過半数代表者の選出で求められている方法と同様の方法で行う必要があります。

36協定に関する事項は以下のURLをご参照ください。

・厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 リーフレット「36協定を締結する際には」

http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/pdf/saburoku_teiketsu.pdf

(2)法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
法令解釈通知 第8－11 ^(注)	過半数を代表する者の証明(新設) DB実施事業所の厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者として正当に選出された者であることの証明(DB規則様式第2号)に掲げる「5. 選出方法」については、 ・投票、挙手、労働者の話し合い、持ち回り決議等の別 ・当該選出が行われた日時(期間) ・選出の経過(結果) を記載するものであること。
【ご参考】 DB規則 第3条	過半数代表者 DB法の規定による手続を厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得て行う場合にあっては、当該過半数代表者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 - 一 労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。 - 二 過半数代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であること。 2 前項第1号に該当する者がいない厚生年金適用事業所にあつては、過半数代表者は同項第2号に該当する者とする。 4 DB法の規定による手続を過半数代表者の同意を得て行う場合にあっては、様式第2号により作成した書類を当該手続に必要な書類に添付するものとする。

(注)確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う企業年金関係通知の一部改正について
 (平成30年1月11日年発0 1 1 1第2号) 通知最終ページ(別紙2)に、該当個所がありますのでご参照ください

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000192399_2.pdf

・本資料は、明治安田生命保険相互会社総合法人業務部団体年金コンサルティング室が情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。

・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することとはご遠慮ください。

・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

明治安田生命保険相互会社 総合法人業務部 団体年金コンサルティング室

TEL : 03 - 3283 - 9094